

県内事業者緊急支援金 申請要領

令和3年6月23日

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が大きく減少した県内事業者に対して、事業の継続を支援するため、支援金を支給します。

2 支給の対象者

本支援金の支給対象者は、次の（１）かつ（２）を満たしていることが必要です。

（１）次のすべてを満たすこと（事業規模等要件）

① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定める中小企業者であること

	要件1	要件2
	資本金又は出資の総額	常時使用する従業員の数
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

※要件1又は2を満たす必要があります。

② 令和3年4月30日までに開業していること

③ 宮崎県内に本店又は主たる事業所を有すること

④ 法人の場合、本店であること

⑤ 申請日時点で事業活動を行っており、継続する意思があること

（令和3年5月の県独自の緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）の影響を受け、申請日時点でやむを得ず休業している事業者は対象とする）

⑥ 緊急事態宣言中における飲食店等への営業時間短縮の要請に係る協力金の支給を受けた者（申請中又は申請予定の者を含む）でないこと

⑦ 国又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人でないこと

⑧ 政治団体、宗教上の組織若しくは団体でないこと

⑨ 申請を行う者（法人の場合は法人の役員を含む）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）などの反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者でないこと

- ※暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者とは
- (1) 暴力団員が事業主又は役員となっている者
 - (2) 実質的に暴力団員がその運営に関与している者
 - (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (5) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与するなど、暴力団の維持、運営に協力又は関与している者
 - (6) 自らの利益を得る等の目的で、暴力団（員）を利用した者
 - (7) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 次の①又は②のいずれかを満たすこと（売上要件）

※行政機関からの給付金や補助金等は売上から除いてください。

① 令和2年5月1日以前に開業・設立された方

緊急事態宣言中の月の売上が前年同月比又は前々年同月比で50%以上（小数点以下切り捨て）減少していること

<対象となる例>

<対象とならない例>

(例)

	5月売上
令和元年	130万
令和3年	50万
前々年同月比	61%減

	5月売上
令和2年	80万
令和3年	50万
前年同月比	37%減

② 令和2年5月2日～令和3年4月30日の間に開業・設立された方

緊急事態宣言中の月の売上と、開業日から令和3年4月までの売上の合計を開業月数（開業した月は、開業日によらず1か月とする）で除した金額を比較して50%以上（小数点以下切り捨て）減少していること

(例)

	令和2年 12月開業	令和3年 1月	2月	3月	4月
売上	60万	80万	90万	100万	60万

12～4月の合計：390万
⇒平均：78万（390万／5か月）

	令和3年 5月
売上	30万

61%減のため対象となる

(3) 支援金の支給対象となる事業承継の期間

令和3年4月30日までの承継（一部承継を含む）を支援金の支給対象とします。

3 支援金の額

支援金の額は1事業者あたり10万円で、支給回数は1回です。

※1事業者が複数事業所を営む場合も事業者単位の支給となります。

4 申請手続き

(1) 申請書類

- ① 県内事業者緊急支援金申請書（様式第1号）
- ② 県内事業者緊急支援金請求書（様式第2号）
- ③ 県内事業者緊急支援金新規開業特例計算書（様式第3号）（新規開業者のみ）
- ④ 売上帳等の売上高が確認できる書類の写し
- ⑤ 直近1期分の確定申告書の写し（今年開業・設立された方は開業届の写し又は法人設立届出書の写し）

【確定申告書の写しの提出にあたっての補足】

- ・個人事業者でマイナンバーを記載している場合は、マイナンバーが隠れるよう、マスキング等の処理を行った上で提出してください。
- ・個人事業者で居住地が県外、主たる事業所が県内の場合、確定申告書の住所が居住地となっているケースがあります。この場合、主たる事業所の所在を確認できる資料があれば対象とします。詳細はコールセンターにお尋ねください。

- ⑥ 本人確認書類（個人事業者のみ）

※運転免許証の写し、パスポートの写し、健康保険証の写しなど

※マイナンバーカードの写しを提出する場合は、マイナンバーが隠れるよう、マスキング等の処理を行った上で提出してください。

- ⑦ ②の請求書に記載した振込口座の確認できる書類（通帳の表紙及び見開き1ページ目のコピー等）

※必ず、金融機関名、本店・支店名、預金種別、口座番号、カタカナの口座名義すべてが分かるものを提出してください。

※ゆうちょ銀行の場合は、表紙をめくった下のページにある「この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際・・・」の下に口座番号等の情報が記載されています。

(2) 申請受付

令和3年7月8日（木）から令和3年10月8日（金）（消印有効）

確定申告書に記載された住所が存する地域を管轄する商工会議所又は商工会（別紙のとおり）に郵送で提出してください。

※県外居住の個人事業者で、主たる事業所が県内にある場合には、主たる事業所の所在地で判断してください。

提出いただいた申請書は、商工会議所又は宮崎県商工会連合会で審査を行い、その後、県に送付されます。申請書に不備がある場合や支給要件を満たさない場合は関係書類を返送させていただきます。

(3) 問い合わせ先

申請書の記載方法や提出書類など、不明な点は下記のコールセンターまでお問い合わせください。

県内事業者緊急支援金コールセンター：0570-666-356

[期間] 令和3年7月1日（木）から令和3年10月8日（金）

[時間] 午前9時から午後5時（※土曜日、日曜日、休日を除く）

5 支援金の支払い

所要の審査を行い、要件が確認でき次第、指定された口座に振り込みます。支払決定や支払日等の通知は行いません。入金されましたら、通帳に「ミヤケンショウコウセイサク」と表示されますのでご確認ください。

6 支援金の返還

支援金の支給を受けた事業者が、支給要件を満たさないことが判明した場合、その他不正が判明した場合は、調査の上、支援金を返還させていただきます。

7 その他

支援金による収入は、法人税及び所得税における課税対象となり、消費税は不課税となります。